



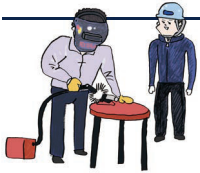
セイフルニュースレター

省エネ“なう”通信

2019年9月号

第 76 号

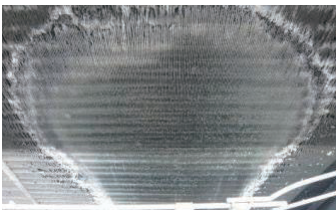
セイフルの最新情報はこちらから
www.safulle.co.jp



“冷媒R22機器”は残っていませんか？

古い空調・チラー・冷凍機は 最大1/3の補助金で更新

フロン排出抑制法が改正されても使用し続けることは可能ですが…
このような状態の場合、そろそろ更新するタイミングです！



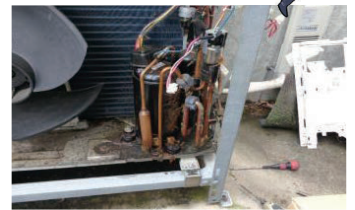
熱交換器が腐食している…



15年以上前の機器を使用し続けている…



冷媒配管がむき出しになっている…



機器から異音が発生している…

弊社では、忙しい皆様に代わって、計画的な更新を代行いたします！



冷媒R22
機器の
リスト化

更新
スケジュール
のご提案

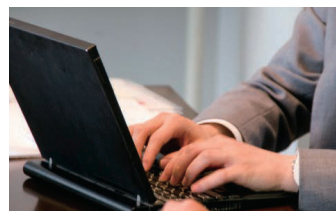
新規設備の
ご提案

最大1/3の
補助金申請
代行

設置工事

工事後の
補助金書類
の作成代行

メンテナンス
点検



裏面では、“ゼットイ”に把握しておきたい改正フロン排出抑制法を解説します！

省エネ・コスト削減・設備のことなら
何でもお気軽にご相談ください



埼玉県深谷市上野台2423-6
TEL:048-572-2442 FAX:048-572-6840
担当: 剣持(けんもち)

改正フロン排出抑制法

令和元年6月5日に公布されています!

冷媒機器のフロン点検は、

適切に行なっていますか?

これまでは間接罰(4段階)でしたが、段階を設けずに“直接罰”となります!

間接罰

(指導→勧告→命令→罰則)



直接罰

1. 点検整備記録簿を機器廃棄後:一定期間の**保存義務**
2. 冷媒を回収せずに機器を廃棄した場合…**50万円以下の罰金**
3. 行程管理票の記載、不十分記載、保存違反…**30万円以下の罰金**
4. 廃棄機器を引取業者に引き渡す場合は行程管理票の引取証明書の写しを交付の義務…未交付の場合は**30万円以下の罰金**



このような設備がフロン点検の対象設備です



EHP



GHP



チラー



冷凍冷蔵庫



冷凍機



「改正フロン排出抑制法の
徹底解説レポート」
無料進呈中!

9月30日までに
お問い合わせを!

目次はコチラ

- ・これまでのフロン排出抑制法との違いとは!?
- ・直接罰(罰則)の内容
- ・冷媒使用機器の適切な管理方法とは!?
- ・古い冷媒使用機器を最大1/3省エネ補助金を活用して更新するテクニック!

お客様お問い合わせ記入欄

内容に関して、ご興味がありましたら下記をご記入の上
FAXして頂くか、お電話にてお問い合わせ下さい。

- 冷媒R22の機器について相談したい!
 改正フロン排出抑制法の解説レポートを希望する!

TEL:048-572-2442 FAX:048-572-6840

貴社名:

ご担当者名:

ご住所:

電話番号:

メールアドレス:

@